

令和7年（2025年）第1回 枚方市教育委員会  
定例会議案書

案 件 名		
日程1	報告第58号	臨時代理事項の報告について (1) 教職員の退職について（幼稚園）
日程2	報告第59号	臨時代理事項の報告について (1) 職員の人事異動について
日程3	報告第60号	臨時代理事項の報告について (1) 職員の普通退職について
日程4	報告第61号	臨時代理事項の報告について (1) 枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則等の一部改正について
日程5	報告第62号	臨時代理事項の報告について (1) 枚方市教育委員会事務局事務決裁規程及び枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程の一部改正について
日程6	報告第63号	臨時代理事項の報告について (1) 令和7年度全国学力・学習状況調査への参加について
日程7	議案第17号	枚方市教育振興基本計画の見直しについて
日程8	議案第18号	小学校水泳授業民間活用に関する基本的な考え方について
日程9	議案第19号	枚方市立図書館条例施行規則の一部改正について

日程 1 0	報告第64号	委員会の会議に付した事項の報告について (1) 生徒指導について (令和6年7月30日報告分)
日程 1 1	報告第65号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 生徒指導について
日程 1 2	議案第20号	令和6年度優秀教職員表彰について

- 開催日時 令和7年(2025年)1月27日 午前10時00分から
- 開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室





報告第58号

## 臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和7年（2025年）1月27日

枚方市教育委員会  
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第27号 教職員の退職について（幼稚園）

## 臨時代理第 27 号

### 教職員の退職について（幼稚園）

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 6 年（2024 年）12 月 24 日

枚方市教育委員会  
教育長職務代理者  
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容

令和6年（2024年）12月31日付け教職員の退職

教職員の退職（任期付幼稚園講師）

所 属	職 ・ 氏 名
枚方市立蹉跎幼稚園	講師 ・ 吉村 善美



報告第59号

## 臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和7年（2025年）1月27日

枚方市教育委員会  
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第28号 職員の人事異動について

## 臨時代理第 28 号

### 職員の人事異動について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 6 年（2024 年）12 月 24 日

枚方市教育委員会  
教育長職務代理者  
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容

令和7年（2025年）1月1日付け人事異動

新	氏名	旧
事務局理事 併 理事（子育て・教育等施策連携 調整担当）	乾口 里美	理事（子育て・教育等施策連携 調整担当）

報告第60号

## 臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和7年（2025年）1月27日

枚方市教育委員会  
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第29号 職員の普通退職について

臨時代理第 29 号

職員の普通退職について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 6 年（2024 年）12 月 27 日

枚方市教育委員会  
教育長職務代理者  
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容

令和6年（2024年）12月31日付け普通退職

所 属	職 氏 名
総合教育部 新しい学校推進課	事務職員 ・ 栗山 純一



報告第61号

## 臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和7年（2025年）1月27日

枚方市教育委員会  
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第30号 枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則等の一部改正について

## 臨時代理第30号

### 枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則等の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和6年（2024年）12月27日

枚方市教育委員会  
教育長職務代理者  
委員 谷元 紀之

#### 1. 臨時代理の内容

次ページのとおり

枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則等の一部を改正する規則

(枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則の一部改正)

第1条 枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則(平成15年枚方市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表事務局の項中「教育次長」を「理事、教育次長」に改める。

第4条第1項の表中

「

教育次長	(1) 教育長の命を受け、市議会との連絡調整及び委員会の事務執行の調整を図るとともに、特命事項の執行に当たること。 (2) 教育長に対し、政策に関して意見を具申すること。
------	--

」

を

「

理事	(1) 教育長を補佐し、委員会の事務執行の調整を図ること。 (2) 教育長の命を受け、市議会との連絡調整を図ること。 (3) 教育長の命を受け、関係部局との協議を行い、及び連絡調整を図ること。 (4) 教育長に対し、政策に関して意見を具申すること。 (5) 教育長の命を受け、特命事項の執行に当たること。
教育次長	(1) 教育長の命を受け、市議会との連絡調整及び委員会の事務執行の調整を図ること。 (2) 教育長の命を受け、特命事項の執行に当たること。

」

に改める。

(教育機関の統括事務に従事させる職員の事務分掌に関する規則の一部改正)

第2条 教育機関の統括事務に従事させる職員の事務分掌に関する規則(昭和57年枚方市教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第2条、第3条及び第4条第1項中「副教育長」を「理事、副教育長」に改める。

(教育長職務代理者による事務の委任に関する規則の一部改正)

第3条 教育長職務代理者による事務の委任に関する規則(令和6年枚方市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第3位」を「第4位」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「第2位」を「第3位」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「第1位」を「第2位」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 第1位 理事の職にある者

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。

## 枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則等の一部改正関係

新（改正後）	旧（現行）																																
<p>[枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則関係]</p> <p>（職の設置）</p> <p>第3条 事務局に置き、又は置くことができる職は、次の表に定めるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="273 646 1104 893"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>置く職</th> <th>置くことができる職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務局</td> <td></td> <td>理事、教育次長</td> </tr> <tr> <td>部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>課</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 [略]</p> <p>（職務等）</p> <p>第4条 前条第1項又は第2項の規定に基づき設置する職にある者（第3項に規定する者を除く。）の職務は、おおむね次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="273 1152 1104 1323"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理事</td> <td>(1) 教育長を補佐し、委員会の事務執行の調整を図ること。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	置く職	置くことができる職	事務局		理事、教育次長	部	[略]	[略]	課	[略]	[略]	区分	職務	理事	(1) 教育長を補佐し、委員会の事務執行の調整を図ること。	<p>[枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則関係]</p> <p>（職の設置）</p> <p>第3条 事務局に置き、又は置くことができる職は、次の表に定めるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1169 646 2000 893"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>置く職</th> <th>置くことができる職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務局</td> <td></td> <td>教育次長</td> </tr> <tr> <td>部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>課</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 [略]</p> <p>（職務等）</p> <p>第4条 前条第1項又は第2項の規定に基づき設置する職にある者（第3項に規定する者を除く。）の職務は、おおむね次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1169 1152 2000 1323"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	置く職	置くことができる職	事務局		教育次長	部	[略]	[略]	課	[略]	[略]	区分	職務		
区分	置く職	置くことができる職																															
事務局		理事、教育次長																															
部	[略]	[略]																															
課	[略]	[略]																															
区分	職務																																
理事	(1) 教育長を補佐し、委員会の事務執行の調整を図ること。																																
区分	置く職	置くことができる職																															
事務局		教育次長																															
部	[略]	[略]																															
課	[略]	[略]																															
区分	職務																																

新（改正後）		旧（現行）	
	<p>(2) <u>教育長の命を受け、市議会との連絡調整を図ること。</u></p> <p>(3) <u>教育長の命を受け、関係部局との協議を行い、及び連絡調整を図ること。</u></p> <p>(4) <u>教育長に対し、政策に関して意見を具申すること。</u></p> <p>(5) <u>教育長の命を受け、特命事項の執行に当たること。</u></p>		
教育次長	<p>(1) <u>教育長の命を受け、市議会との連絡調整及び委員会の事務執行の調整を図ること。</u></p> <p>(2) <u>教育長の命を受け、特命事項の執行に当たること。</u></p>	教育次長	<p>(1) <u>教育長の命を受け、市議会との連絡調整及び委員会の事務執行の調整を図るとともに、特命事項の執行に当たること。</u></p> <p>(2) <u>教育長に対し、政策に関して意見を具申すること。</u></p>
部長	[略]	部長	[略]
主任	[略]	主任	[略]
2～4	[略]	2～4	[略]

新（改正後）	旧（現行）
<p>[教育機関の統括事務に従事させる職員の事務分掌に関する規則関係]</p> <p>（事務従事）</p> <p>第2条 教育委員会の事務局から教育機関の統括事務に従事させる職員は、<u>理事、副教育長</u>、教育次長、総合教育部長、学校教育部長、総合教育部次長、学校教育部次長及びおいしい給食課長の職にある者とする。</p> <p>（職責）</p> <p>第3条 <u>理事、副教育長</u>、教育次長及び部長は教育長の命を受け、次長は所属部長の命を受け、課長は所属上司の命を受け、所管する教育機関を統括するものとする。</p> <p>（事務分掌）</p> <p>第4条 <u>理事、副教育長</u>及び教育次長の事務分掌は、教育機関の事務執行の調整に関する事務とする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>[教育長職務代理者による事務の委任に関する規則関係]</p> <p>（委任）</p>	<p>[教育機関の統括事務に従事させる職員の事務分掌に関する規則関係]</p> <p>（事務従事）</p> <p>第2条 教育委員会の事務局から教育機関の統括事務に従事させる職員は、<u>副教育長</u>、教育次長、総合教育部長、学校教育部長、総合教育部次長、学校教育部次長及びおいしい給食課長の職にある者とする。</p> <p>（職責）</p> <p>第3条 <u>副教育長</u>、教育次長及び部長は教育長の命を受け、次長は所属部長の命を受け、課長は所属上司の命を受け、所管する教育機関を統括するものとする。</p> <p>（事務分掌）</p> <p>第4条 <u>副教育長</u>及び教育次長の事務分掌は、教育機関の事務執行の調整に関する事務とする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>[教育長職務代理者による事務の委任に関する規則関係]</p> <p>（委任）</p>



新（改正後）	旧（現行）
<p>第2条 [略]</p> <p>2 前項に規定する事務局の職員の順序は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>第1位</u> <u>理事の職にある者</u></p> <p>(2) <u>第2位</u> <u>副教育長の職にある者</u></p> <p>(3) <u>第3位</u> <u>総合教育部長の職にある者</u></p> <p>(4) <u>第4位</u> <u>学校教育部長の職にある者</u></p>	<p>第2条 [略]</p> <p>2 前項に規定する事務局の職員の順序は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>第1位</u> <u>副教育長の職にある者</u></p> <p>(2) <u>第2位</u> <u>総合教育部長の職にある者</u></p> <p>(3) <u>第3位</u> <u>学校教育部長の職にある者</u></p>

報告第62号

## 臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和7年（2025年）1月27日

枚方市教育委員会  
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第31号 枚方市教育委員会事務局事務決裁規程及び枚方市教育委員会  
教育機関事務決裁規程の一部改正について

## 臨時代理第31号

### 枚方市教育委員会事務局事務決裁規程及び 枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和6年（2024年）12月27日

枚方市教育委員会  
教育長職務代理者  
委員 谷元 紀之

#### 1. 臨時代理の内容

次ページのとおり

枚方市教育委員会規程第 号

枚方市教育委員会事務局事務決裁規程及び枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程の一部を改正する規程

(枚方市教育委員会事務局事務決裁規程の一部改正)

第1条 枚方市教育委員会事務局事務決裁規程（令和6年枚方市教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中

「

副教育長	副教育長の設置に関する規則（令和4年枚方市教育委員会規則第1号）第1条に規定する副教育長の職にある者
------	--

」

を

「

理事	枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則（平成15年枚方市教育委員会規則第4号。以下「職制規則」という。）第3条第1項の表に規定する理事の職にある者
副教育長	副教育長の設置に関する規則（令和4年枚方市教育委員会規則第1号）第1条に規定する副教育長の職にある者

」

に改め、同表教育次長の項中「枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則（平成15年枚方市教育委員会規則第4号。以下「職制規則」という。）」を「職制規則」に改める。

第3条第1項中「副教育長」を「理事、副教育長」に改め、同条第2項及び第3項中「副教育長又は教育次長」を「理事」に改める。

第6条第4項中「副教育長」を「理事、副教育長」に改める。

第9条第1項中「及び副教育長」を「、副教育長及び理事」に改める。

第13条第1項の表教育長の項中

「

1 副教育長
2 教育次長
3 所管の部長

」

を

「

1 理事
------

- |         |
|---------|
| 2 副教育長  |
| 3 教育次長  |
| 4 所管の部長 |

」

に改め、同表副教育長の項及び教育次長の項を削る。

第17条の見出しを「（補助執行をさせた場合の専決等）」に改め、同条第2項を削る。

（枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程の一部改正）

第2条 枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程（昭和57年枚方市教育委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表教育長の項中

「

- |   |
|---|
| 1 副教育長  |
| 2 教育次長  |
| 3 決裁事項に係る事務が共同調理場及び図書館に関するものについては総合教育部長、教育文化センターに関するものについては学校教育部長 |

」

を

「

- |   |
|---|
| 1 理事  |
| 2 副教育長  |
| 3 教育次長  |
| 4 決裁事項に係る事務が共同調理場及び図書館に関するものについては総合教育部長、教育文化センターに関するものについては学校教育部長 |

」

に改め、同表副教育長の項及び教育次長の項を削る。

附 則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。

## 枚方市教育委員会事務局事務決裁規程及び枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程の一部を改正する規程関係

新（改正後）		旧（現行）	
[枚方市教育委員会事務局事務決裁規程関係]		[枚方市教育委員会事務局事務決裁規程関係]	
(定義)		(定義)	
第2条 [略]		第2条 [略]	
2 前項に定めるもののほか、この規程において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。		2 前項に定めるもののほか、この規程において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。	
理事	<u>枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則（平成15年枚方市教育委員会規則第4号。以下「職制規則」という。）第3条第1項の表に規定する理事の職にある者</u>		
副教育長	<u>副教育長の設置に関する規則（令和4年枚方市教育委員会規則第1号）第1条に規定する副教育長の職にある者</u>	副教育長	<u>副教育長の設置に関する規則（令和4年枚方市教育委員会規則第1号）第1条に規定する副教育長の職にある者</u>
教育次長	<u>職制規則第3条第1項の表に規定する教育次長の職にある者</u>	教育次長	<u>枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則（平成15年枚方市教育委員会規則第4号。以下「職制規則」という。）第3条第1項の表に規定する教育次長の職にある者</u>

新（改正後）		旧（現行）	
部長	[略]	部長	[略]
係長	[略]	係長	[略]
<p>（教育長の決裁事項等）</p> <p>第3条 教育長の決裁を要する事項は、次のとおりとする。ただし、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項各号に掲げる事項を除く。</p> <p>(1)～(20) [略]</p> <p>(21) <u>理事</u>、<u>副教育長</u>、<u>教育次長</u>及び<u>部長</u>に出張を命じ、その報告を受けること。</p> <p>(22) [略]</p> <p>(23) 特別の勤務に従事する<u>理事</u>、<u>副教育長</u>、<u>教育次長</u>及び<u>部長</u>の週休日及び勤務時間の割振りを定めること。</p> <p>(24) <u>理事</u>、<u>副教育長</u>、<u>教育次長</u>及び<u>部長</u>の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の勤務に替えて他の勤務日の勤務の免除（休日における勤務命令に伴う勤務時間の割振りの臨時変更を含む。）を行うこと。</p> <p>(25) <u>理事</u>、<u>副教育長</u>、<u>教育次長</u>及び<u>部長</u>の休暇、職務に専念する義務の免除（人間ドックの受診に係るものに限る。）、介護休暇、</p>		<p>（教育長の決裁事項等）</p> <p>第3条 教育長の決裁を要する事項は、次のとおりとする。ただし、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項各号に掲げる事項を除く。</p> <p>(1)～(20) [略]</p> <p>(21) <u>副教育長</u>、<u>教育次長</u>及び<u>部長</u>に出張を命じ、その報告を受けること。</p> <p>(22) [略]</p> <p>(23) 特別の勤務に従事する<u>副教育長</u>、<u>教育次長</u>及び<u>部長</u>の週休日及び勤務時間の割振りを定めること。</p> <p>(24) <u>副教育長</u>、<u>教育次長</u>及び<u>部長</u>の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の勤務に替えて他の勤務日の勤務の免除（休日における勤務命令に伴う勤務時間の割振りの臨時変更を含む。）を行うこと。</p> <p>(25) <u>副教育長</u>、<u>教育次長</u>及び<u>部長</u>の休暇、職務に専念する義務の免除（人間ドックの受診に係るものに限る。）、介護休暇、介護時</p>	



新（改正後）	旧（現行）
<p>介護時間休暇、障害のある職員の健康管理休暇、組合休暇及び欠勤を承認すること。</p> <p>(26) <u>理事、副教育長</u>、教育次長及び部長に時間外勤務及び休日勤務を命ずること。</p> <p>(27)～(40) [略]</p> <p>2 教育長は、この規程において定めるもののほか、前項に規定する事項について必要と認める場合は、その一部を<u>理事</u>に専決させることができる。</p> <p>3 教育長は、前項の規定により<u>理事</u>に専決させる事項を定めた場合は、必要に応じて、その周知をしなければならない。</p> <p>(専決事項の特例)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 <u>理事、副教育長</u>、教育次長及び部長は、上司の承認を得ずに、自己に係る有給休暇について専決することができる。</p> <p>5・6 [略]</p> <p>(決定関与を受ける者)</p>	<p>間休暇、障害のある職員の健康管理休暇、組合休暇及び欠勤を承認すること。</p> <p>(26) <u>副教育長</u>、教育次長及び部長に時間外勤務及び休日勤務を命ずること。</p> <p>(27)～(40) [略]</p> <p>2 教育長は、この規程において定めるもののほか、前項に規定する事項について必要と認める場合は、その一部を<u>副教育長又は教育次長</u>に専決させることができる。</p> <p>3 教育長は、前項の規定により<u>副教育長又は教育次長</u>に専決させる事項を定めた場合は、必要に応じて、その周知をしなければならない。</p> <p>(専決事項の特例)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 <u>副教育長</u>、教育次長及び部長は、上司の承認を得ずに、自己に係る有給休暇について専決することができる。</p> <p>5・6 [略]</p> <p>(決定関与を受ける者)</p>

新（改正後）	旧（現行）												
<p>第9条 決裁を受けるに際しては、当該決裁を受ける事項に係る事務を所管し、又は担当する係長に始まり、当該決裁を受ける事項に応じて、課長代理、課長、次長、部長、教育次長、<u>副教育長及び理事</u>（参事又は主幹が担当する事項にあつては、当該事務を所管し、又は担当する主幹、次長、参事、部長、教育次長、<u>副教育長及び理事</u>）の決定関与を受けなければならない。この場合において、決定関与を受ける者が決定関与を受ける複数の職を兼ねるときは、当該職のうち上位に置かれる職として決定関与をするものとする。</p>	<p>第9条 決裁を受けるに際しては、当該決裁を受ける事項に係る事務を所管し、又は担当する係長に始まり、当該決裁を受ける事項に応じて、課長代理、課長、次長、部長、教育次長<u>及び副教育長</u>（参事又は主幹が担当する事項にあつては、当該事務を所管し、又は担当する主幹、次長、参事、部長、教育次長<u>及び副教育長</u>）の決定関与を受けなければならない。この場合において、決定関与を受ける者が決定関与を受ける複数の職を兼ねるときは、当該職のうち上位に置かれる職として決定関与をするものとする。</p>												
<p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p>												
<p>(代決)</p>	<p>(代決)</p>												
<p>第13条 決裁を受ける事項について、次の表の左欄に掲げる者が不在であるときは、それぞれ同表の右欄に掲げる者が同欄に定める順序により、当該事項について代決することができる。</p>	<p>第13条 決裁を受ける事項について、次の表の左欄に掲げる者が不在であるときは、それぞれ同表の右欄に掲げる者が同欄に定める順序により、当該事項について代決することができる。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="275 1023 689 1064">教育長又は専決者</th> <th data-bbox="698 1023 1111 1064">代決することができる者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="275 1070 689 1337">教育長</td> <td data-bbox="698 1070 1111 1337"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>理事</u></li> <li>2 <u>副教育長</u></li> <li>3 <u>教育次長</u></li> <li>4 <u>所管の部長</u></li> </ol> </td> </tr> </tbody> </table>	教育長又は専決者	代決することができる者	教育長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>理事</u></li> <li>2 <u>副教育長</u></li> <li>3 <u>教育次長</u></li> <li>4 <u>所管の部長</u></li> </ol>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1173 1023 1588 1064">教育長又は専決者</th> <th data-bbox="1597 1023 2009 1064">代決することができる者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1173 1070 1588 1204">教育長</td> <td data-bbox="1597 1070 2009 1204"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>副教育長</u></li> <li>2 <u>教育次長</u></li> <li>3 <u>所管の部長</u></li> </ol> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 1211 1588 1300">副教育長</td> <td data-bbox="1597 1211 2009 1300"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>教育次長</u></li> <li>2 <u>所管の部長</u></li> </ol> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 1307 1588 1343">教育次長</td> <td data-bbox="1597 1307 2009 1343">所管の部長</td> </tr> </tbody> </table>	教育長又は専決者	代決することができる者	教育長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>副教育長</u></li> <li>2 <u>教育次長</u></li> <li>3 <u>所管の部長</u></li> </ol>	副教育長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>教育次長</u></li> <li>2 <u>所管の部長</u></li> </ol>	教育次長	所管の部長
教育長又は専決者	代決することができる者												
教育長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>理事</u></li> <li>2 <u>副教育長</u></li> <li>3 <u>教育次長</u></li> <li>4 <u>所管の部長</u></li> </ol>												
教育長又は専決者	代決することができる者												
教育長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>副教育長</u></li> <li>2 <u>教育次長</u></li> <li>3 <u>所管の部長</u></li> </ol>												
副教育長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>教育次長</u></li> <li>2 <u>所管の部長</u></li> </ol>												
教育次長	所管の部長												

新（改正後）		旧（現行）	
部長	[略]	部長	[略]
<hr/>		<hr/>	
係長	[略]	係長	[略]
2～5 [略]		2～5 [略]	
<u>(補助執行をさせた場合の専決等)</u>		<u>(補助執行等をさせた場合の事務の処理等)</u>	
第17条 [略]		第17条 [略]	
		<u>2 前項前段の規定により、枚方市教育員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成18年枚方市教育委員会規則第9号）第3条第4項に規定する教育長の決裁を受けるに際して受ける副市長の決定関与について第9条の規定の例による場合においては、同条第1項の規定中「及び副教育長」とあるのは「、副教育長及び副市長」とする。</u>	
[枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程関係]		[枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程関係]	
(代決)		(代決)	
第14条 決裁を受ける事項について、次の表の左欄に掲げる者が不在のときは、それぞれ同表の右欄に定める者が同欄に掲げる順序によ		第14条 決裁を受ける事項について、次の表の左欄に掲げる者が不在のときは、それぞれ同表の右欄に定める者が同欄に掲げる順序によ	

新（改正後）		旧（現行）	
り、当該事項について代決することができる。		り、当該事項について代決することができる。	
決裁・専決者	代決することができる者	決裁・専決者	代決することができる者
教育長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 理事</li> <li>2 副教育長</li> <li>3 教育次長</li> <li>4 <u>決裁事項に係る事務が共同調理場及び図書館に関するものについては総合教育部長、教育文化センターに関するものについては学校教育部長</u></li> </ol>	教育長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 副教育長</li> <li>2 教育次長</li> <li>3 <u>決裁事項に係る事務が共同調理場及び図書館に関するものについては総合教育部長、教育文化センターに関するものについては学校教育部長</u></li> </ol>
		副教育長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育次長</li> <li>2 <u>決裁事項に係る事務が共同調理場及び図書館に関するものについては総合教育部長、教育文化センターに関するものについては学校教育部長</u></li> </ol>
		教育次長	<u>決裁事項に係る事務が共同調理場及び図書館に関するものについては総合教育部長、教育文化センターに関するものについては学校教育部長</u>
部長	[略]	部長	[略]

新（改正後）		旧（現行）	
中央図書館係長	[略]	中央図書館係長	[略]
2～4	[略]	2～4	[略]

報告第63号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和7年（2025年）1月27日

枚方市教育委員会  
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第32号 令和7年度全国学力・学習状況調査への参加について

臨時代理第32号

令和7年度全国学力・学習状況調査への参加について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和7年（2025年）1月10日

枚方市教育委員会  
教育長 谷元 紀之



## 1. 臨時代理の内容

令和7年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領に基づき、本調査に参加する。

## 2. 目的

令和7年度全国学力・学習状況調査に枚方市立小中学校が参加して、全国的な状況との関係において本市児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、本市児童・生徒の課題の改善に向けた教育の成果と課題を検証することで、今後の教育施策や教育指導に反映させ、以て本市児童・生徒の学力向上につなげる。

## 3. 参考資料（別添）

- (1) 令和7年度全国学力・学習状況調査の実施について（通知）【写し】
- (2) 令和7年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

## 議案第17号

### 枚方市教育振興基本計画の見直しについて

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第1号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和7年（2025年）1月27日

枚方市教育委員会  
教育長 谷元 紀之

#### 1. 内容

別紙1のとおり

## 議案第18号

### 小学校水泳授業民間活用に関する基本的な考え方について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第1号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和7年（2025年）1月27日

枚方市教育委員会  
教育長 谷元 紀之

#### 1. 内容

別紙2のとおり

## 議案第19号

### 枚方市立図書館条例施行規則の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第10号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和7年（2025年）1月27日

枚方市教育委員会  
教育長 谷元 紀之

1. 内容

次ページのとおり

2. 参考資料（別添）

枚方市立図書館条例施行規則の一部改正について－図書館資料の貸出点数の最適化

枚方市教育委員会規則第 号

枚方市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

枚方市立図書館条例施行規則（平成23年枚方市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第14条中「12点」を「15点」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(参考資料)

枚方市立図書館条例施行規則の一部改正関係

新（改正後）	旧（現行）
<p data-bbox="286 400 589 432">(個人への貸出しの数量)</p> <p data-bbox="241 453 1106 531">第14条 個人に貸出しを行う図書館資料の数量は、1人につき<u>15点</u>を限度とし、このうちCD等の数量は、6点を限度とする。</p>	<p data-bbox="1182 400 1485 432">(個人への貸出しの数量)</p> <p data-bbox="1137 453 2002 531">第14条 個人に貸出しを行う図書館資料の数量は、1人につき<u>12点</u>を限度とし、このうちCD等の数量は、6点を限度とする。</p>